

消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書作成要領

1 報告の対象者等

(1) 対象補助金等

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）

(2) 報告の時期

原則として、補助金額が確定し、かつ、補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の仕入税額控除をする確定申告（補助金を特定収入として計上した確定申告ではない。）をした場合に報告してください。

なお、消費税の申告義務がない場合など、仕入控除税額が0円の場合でも報告が必要です。

(3) 報告書の提出期限

令和4年6月30日（木）

(4) 提出部数

1部

2 補助金にかかる消費税等の仕入控除税額（以下「返納額」という。）の計算方法及び提出書類

(1) 返納額がない場合

- ・ 下記ア～オに該当する方は、返納額は「0円」となります。
 - ア 消費税の申告義務がない。
 - イ 簡易課税方式により申告している。
 - ウ 公益法人等で特定収入割合が5%を超えている。
 - エ 補助対象経費にかかる消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。
 - オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。

○提出書類

- ①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第8号）
- ②消費税等の確定申告書の写し【ア又はオに該当する方を除く。】
- ③課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（確定申告書付表2）の写し【ウ又はエに該当する方のみ。】
- ④特定収入割合の計算過程が分かる書類【ウに該当する方のみ。】

※返納額が0円の場合でも、報告が必要です。

(2) 返納額がある場合

- ・ 2 (1) ア～オに該当しない方は、次のとおり返納額を計算の上、報告してください。

○返納額の計算方法

＜課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上の場合＞

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{返納額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{10}{110}$$

＜課税売上高が5億円以上又は課税売上割合が95%未満の場合＞

ア 個別対応方式を採用している場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{返納額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{B} \\ \hline \end{array}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{課税売上のみ}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{B} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{共通対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税売上割合} \\ \hline \end{array} \times \frac{10}{110}$$

イ 一括比例配分方式を採用している場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{返納額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{補助対象経費のうち}}{\text{課税仕入額}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税売上割合} \\ \hline \end{array} \times \frac{10}{110}$$

○提出書類

- ①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第8号）
- ②消費税等の仕入控除税額にかかる概要書（別紙）
- ③消費税等の確定申告書の写し
- ④課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（確定申告書付表2）の写し

3 その他の注意点

- (1) 消費税の申告義務がない場合、簡易課税方式により申告している場合、公益法人等であって特定収入割合が5%を超える場合など、返納額が「0円」の場合であっても報告してください。
- (2) 報告書は、交付決定通知書ごとに作成してください。
- (3) 返納額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算してください。
ただし、消費税の申告において、課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いてください。
- (4) 減価償却費のように支出を伴わない費用は、計算から除外してください。
- (5) 算出された返納額は、円未満切り捨てとしてください。

○消費税の納付と補助金等について

事業者は、課税売上にかかる消費税から、課税仕入にかかる消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した金額を、税務署に納付します。

○一般課税の場合の例

売上 (収入)	課税売上 550 万円 (消費税額 50 万円)		非課税売上 200 万円
		(納付税額 20 万円)	
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)		非課税仕入 420 万円

一方、補助金等は、消費税の負担を目的とした部分があるにもかかわらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金等に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないこととなります。

そのため、補助金等にかかる消費税相当額を返納していただきます。

○一般課税で補助金等がある場合の例

売上 (収入)	課税売上 440 万円 (消費税額 40 万円)		非課税売上 310 万円
		(納付税額 10 万円)	補助金 110 万円 (消費税額 10 万円)
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)		非課税仕入 420 万円

返納額

（様式第8号）

第 号
令和〇年〇〇月〇〇日

三 重 県 知 事 様

住所又は所在地 三重県津市〇〇町〇〇番地
法人名 〇〇法人 〇〇
代表者役職・氏名 理事長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

このことについて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）交付要領第8条第1項第8号により、下記のとおり報告します。

記

- 1 三重県補助金等交付規則第13条に基づく額の確定額

金 1, 000, 000 円

「額の確定通知」の金額を記載すること。

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額（補助金等返還相当額）

金 0 円

（補助金等返還相当額がない理由：簡易課税方式により申告している。）

注1：参考となる書類（2の金額の積算の
注2：補助金等返還相当額がない場合であ

補助金等返還相当額がない場合、その理由を記載すること。（作成要領1ページ2（1）ア～オのうち該当する理由を記載。）

（様式第8号）

第 号
令和〇年〇〇月〇〇日

三 重 県 知 事 様

住所又は所在地 三重県津市〇〇町〇〇番地
法人名 〇〇法人 〇〇
代表者役職・氏名 理事長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

このことについて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）交付要領第8条第1項第8号により、下記のとおり報告します。

記

- 1 三重県補助金等交付規則第13条に基づく額の確定額

金 1, 000, 000 円

「額の確定通知」の金額を記載すること。

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額（補助金）

作成要領により算出した金額（別紙の5（4）の金額）を記載すること。

金 90, 900 円

（補助金等返還相当額がない理由： ）

注1：参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

注2：補助金等返還相当額がない場合であっても報告すること。

別紙

消費税等の仕入控除税額にかかる概要書（積算の内訳等）

1 補助事業の名称
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）

2 法人の名称
〇〇法人 〇〇

3 法人の所在地
三重県津市〇〇町〇〇番地

4 補助金等確定額
1,000,000円

5 補助金等にかかる消費税等の仕入控除税額

(1) 補助金等の使途（補助対象経費）の内訳

(単位：円)

		課税仕入			非課税仕入	合計
		課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
経 費 の 区 分	〇〇費	800,000				800,000
	〇〇費	500,000				500,000
総計		1,300,000				1,300,000

(2) 課税売上割合
0.987654321

消費税の申告において端数処理していない場合は端数処理せず、端数処理している場合は同様に端数処理すること。

(3) 支出のうち課税仕入の占める割合

報告書（様式第8号）の2に転記

(4) 補助金等にかかる消費税等の仕入控除税額

1,000,000円 × 10 / 110 = 90,909円 (円未満切り捨て)

別紙

消費税等の仕入控除税額にかかる概要書（積算の内訳等）

- 1 補助事業の名称
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）
- 2 法人の名称
〇〇法人 〇〇
- 3 法人の所在地
三重県津市〇〇町〇〇番地
- 4 補助金等確定額
1,000,000円

5 補助金等にかかる消費税等の仕入控除税額

(1) 補助金等の使途（補助対象経費）の内訳

(単位：円)

経費の区分		課税仕入			非課税仕入	合計
		課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
経費の区分	〇〇費	800,000	200,000	600,000		800,000
	〇〇費	500,000		500,000		500,000
総計		1,300,000	200,000	1,100,000		1,300,000

(2) 課税売上割合

0.123456789

消費税の申告において端数処理していない場合は端数処理せず、端数処理している場合は同様に端数処理すること。

(3) 支出のうち課税仕入の占める割合

課税売上対応分／補助対象経費 200,000円／1,300,000円 = 0.15384615384

共通対応分／補助対象経費 1,100,000円／1,300,000円 = 0.84615384615

(小数点以下第10位を四捨五入)

(4) 補助金等にかかる消費税等の仕入控除税額

1,000,000円 × 0.15384615384 × 10 / 110 = 13,986円

1,000,000円 × 0.84615384615 × 0.123456789 × 10 / 110 = 9,496円

(円未満切り捨て)

13,986円 + 9,496円 = 23,482円

報告書（様式第8号）の2に
転記

別紙

消費税等の仕入控除税額にかかる概要書（積算の内訳等）

- 1 補助事業の名称
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）
- 2 法人の名称
〇〇法人 〇〇
- 3 法人の所在地
三重県津市〇〇町〇〇番地
- 4 補助金等確定額
1,000,000円

5 補助金等にかかる消費税等の仕入控除税額

(1) 補助金等の使途（補助対象経費）の内訳

(単位：円)

		課税仕入			非課税仕入	合計
			課税売上対応分	非課税売上対応分		
経費の区分	需用費	500,000	200,000		300,000	800,000
	備品購入費	500,000			500,000	500,000
総計		1,000,000	200,000		800,000	1,300,000

(2) 課税売上割合

0.123456789

消費税の申告において端数処理していない場合は端数処理せず、端数処理している場合は同様に端数処理すること。

(3) 支出のうち課税仕入の占める割合

1,000,000円 / 1,300,000円 = 0.76923076923 (端数処理しない)

(4) 補助金等にかかる消費税等の仕入控除税額

1,000,000円 × 0.76923076923 × 0.123456789 × 10 / 110 = 9,496円

(円未満切り捨て)

報告書（様式第8号）の2に転記